

平成26年3月17日

高等裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 和波宏典

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（平成26年条約第2号。以下「条約」という。）については、平成26年4月1日から日本国について効力を生じることとなり、それに伴い、これを的確に実施するための国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号。以下「法」という。）についても、同日から施行されることとなります。

法においては、子の返還に関する手続に加え、親子の面会交流の機会を確保することが国境を越えた子の連れ去り・留置の防止、ひいては子の利益につながるなどの条約の趣旨を受け、子との面会交流を実現するための外務大臣の援助や面会交流事件についての家事事件の手続に関する特則が定められています。しかしながら、面会交流事件についての特則は管轄及び記録の閲覧等に関するもののみであることから、法が適用される面会交流事件であっても、それ以外の点については家事事件手続法が適用されることとなり、同事件は、子の返還申立事件と異なって全国の家庭裁判所及び高等裁判所に係属する可能性があります。したがって、各裁判所においては、法が適用される面会交流事件の運用の在り方についての検討を進めておく必要があるところです。

また、面会交流事件については、司法研修所で開催された平成25年度特別研究会（第3回）において、運用の在り方に関して議論されましたが、その議論においても、法が適用されるか否かにかかわらず、平成23年の民法等の一部を改正する

法律（平成23年法律第61号）の立法趣旨に沿った運用を行うことが求められていることが確認されました。同法の立法趣旨については、その理解に役立てていただくために、平成23年8月3日付け家庭局第一課長書簡により、国会審議の会議録を送付しているところですが、これらの資料も参考にしながら、この機会に改めて面会交流事件の運用がこの立法趣旨に沿ったものとなっているかを検討することは有用であると考えられます。

については、所属の裁判官，裁判所書記官，家庭裁判所調査官等の関係職員に上記の内容を周知していただきますようお願いいたします。

敬 具